

令和 7 年度 ケータリングカーの出店許可手続きについて

1 出店許可の手続き

(1)出店者説明会で「①都市公園内行為許可申請書」、「②自動車による(飲食店営業・喫茶店営業・菓子製造業)営業計画書(以下、営業計画書)」、「③出店配置図」を配付いたします。

「①都市公園行為許可申請書」、「②営業計画書(条例改正により、令和3年6月以降に新制度で営業許可証を取得した方は不要)」を3月26日(水)までに管理事務所へ申請(郵送の場合必着)してください。

(2)「①都市公園行為許可申請書」の提出後、4月1日以降に「出店料払込納付書」を送付します。4月18日(金)までに金融機関でお支払い下さい。

※期限までに出店料のお支払いがない場合、出店許可取り消しとなりますので、ご注意ください。

(3)令和3年5月以前に営業許可証を取得した方は「②(当園で押印済みの)営業計画書」も同封しますので、登録された保健福祉センター(保健所)への提出をお願いいたします。

2 出店当日

(1)「販売員缶バッジ」、「出店許可証」、「売上日報」、「アンケート」を下記のとおり管理事務所2階で配付いたします。

①イベント時の出店の場合

各期間の出店初日に配付します。ナイトブーリアム(夜間開園)のみ15:00に配付し、それ以外の期間は8:00に配付します。各期間最終日の営業終了後にまとめて返却・提出願います。

②月別の出店の場合

出店月の初日9:00に配付します。出店月最終日の営業終了後にまとめて返却・提出願います。

(2)出店しているケータリングカーのよく見える場所に、「出店許可証」及び「営業許可証(食品販売)(写)」及び「食品衛生責任者の氏名」を掲示してください。

(裏面へ続く)

3 行為許可に関わる確認事項

- (1)出店に関する権利の他者への譲渡はできません。
- (2)出店者の都合によるキャンセル、または出店に関する遵守事項や諸注意(ケータリングカー出店者募集要項)をお守りいただけない場合や、来園者等とのトラブルによる出店取消の場合には、出店料は返金いたしません。
- (3)当園提供資機材や園内設備等損傷した場合、当園の指定する賠償金をお支払いいただきます。

4 出店時の遵守事項

- (1)園内事故防止のため、ケータリングカー等車両の移動は、指定した時間、指定した経路をお守り下さい。

①車両の移動可能時間

- ・4/26(土)～5/2(金)、5/6(火)
出店前8:00～8:30、終了後16:45～17:15
- ・5/3(土)～5/5(月)
出店前7:30～8:00、終了後16:45～17:15
- ・8/21(木)～8/24(日)
出店前15:00～15:30、終了後21:00～21:30
- ・11/1(土)～11/3(月)
出店前8:00～8:30、終了後16:00～16:30
- ・月別出店
出店前9:00～9:30、終了後14:00～14:30
※6/7のみ終了後の移動時間を18:00～18:30とする

②経路

- ・イベント時の出店…ゾウ・キリン駐車場の出入口から進入
- ・月別の出店…八木山動物公園駅前の幹線道路から進入

- (2)ごみ箱は利用者が分かりやすい場所に設置し、回収したごみは、出店者が責任をもって処分すること。
- (3)ケータリングカーをはみ出しての物品設置・販売・呼び込みを控えること。
- (4)動物の観覧を妨げないこと。
- (5)雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、事前に相談すること。
- (6)災害やトラブル等により閉園する状況となった場合、当園からの指示に従うこと。